

京都市告示第662号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 令和5年2月28日 午後2時
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
押小路通	中京区榎木町450番地の1地先から 同町102番地の5地先まで	旧	メートル 24.80	メートル 8.00～16.20
		新	24.80	8.00～16.20

(建設局土木管理部道路明示課)